

遺贈寄附のご案内

「遺贈」とは？

遺贈とは、所有している資産の一部を遺言によって特定の人・団体に無償で譲ることをいいます。この遺贈による資産（寄附）の受取人として、九州工業大学を指定することができます。

近年、少子高齢化や家族形成の変化などにより従来とは違った形で財産相続を考える方が増えていることから、遺贈寄附への関心も高まり、日本の教育研究を支える大学へご資産を寄附される方が増えております。

寄附の種類 ご寄附の用途をお選びいただけます

大学を応援する



「多様な人と未来の技術が出会うキャンパス」を目指して、教育、研究等の環境整備などに活用します。

学生を応援する



就職支援、課外活動支援、国際交流支援等、九工大生を様々な面からサポートするために活用します。

若手研究者を応援する



若手研究者の雇用や研究環境を手厚く支援し、本学の研究力を持続的に強化する事業に活用します。

<手続きの流れ>

STEP① まずはお気軽にお問合せください

九州工業大学基金事務局へお気軽にお問合せください。
 九州工業大学基金事務局（ソーシャルコミュニケーション課内）TEL：093-884-3004

STEP② 本学の提携先金融機関をご紹介します

お話を伺いして専門家をご紹介します。
 （提携先金融機関） 三井住友信託銀行 西日本シティ銀行

STEP③ 遺言書を作成していただきます

遺言執行者を決めて、遺言書を作成していきます。
 ※本学の提携先金融機関にて遺言書を作成する場合は、提携先金融機関が遺言執行者となります。

STEP④ 遺言書の開示・遺言の執行

ご逝去後、遺言書が開示され、遺言執行者より遺言が執行されます。

<税制上の優遇措置>

本学へご遺贈いただいた寄附財産の相続税は、非課税となります。税制上の優遇措置の詳細はこちらから ▶

九州工業大学基金は、皆様のご意思を次の世代へ確実に繋げるため、本学の教育研究等に大切に活用させていただきます。



九州工業大学基金事務局

TEL：093-884-3004 MAIL：kikin@jimukyutech.ac.jp

遺贈について詳細はこちら ▶

